

鹿児島工業高等専門学校省エネ推進員に関する申合せ

平成23年8月4日  
施設マネジメント委員会承認

(構成)

1. 省エネ推進員の構成は、下記のとおりとする。
  - (1) リベラルアーツ系から推薦された教員 1名
  - (2) 類から推薦された教員 各1名
  - (3) 総務課総務係、財務係、施設係 各1名
  - (4) 学生課教務係、図書情報係、寮務係 各1名
  - (5) 技術室各班 各1名
  - (6) 学生会から推薦された学生 2名
  - (7) 寮生会から推薦された学生 2名

(活動内容)

2. 省エネ推進員は、下記の活動内容に努めることとする。
  - (1) 省エネ活動の啓蒙、周知に関すること。
  - (2) エアコンの室温管理に関すること。
  - (3) 使用していない教室、実験室、教員室、会議室、事務室等の消灯及びエアコン停止に関すること。
  - (4) 昼休時の消灯に関すること。
  - (5) 省エネルギー推進専門部会への省エネ活動における改善・要望に関すること。
  - (6) その他省エネルギー推進専門部会の決定した省エネ活動に関すること。

附 則

この申合せは、平成23年8月4日から施行する。

附 則

この申合せは、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。